

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 道路課

法令名	道路法	法令番号	昭和27年法律第180号						
手続名	道路管理者以外の者が行う工事の承認	根拠条項	第24条						
審査基準	<p>○「車輛出入口の設置基準について」（平成元年2月17日 道第208号）、「道路を通路として使用する場合（法敷埋立・切取・側溝設置について）の取扱いについて」（昭和38年9月10日 道第2728号）、及び「主要地方道久留米基山筑紫野線における乗入口設置許可の取扱いについて」（平成20年12月17日 道第010698号）による。</p>								
	受付機関	各土木事務所	処理機関	各土木事務所	交付機関	各土木事務所	標準処理期間	14～21日	目次
							標準経由期間	日	No.